

食品提供先団体について

1) 食品分配先の概要

フードバンクかながわで取扱う食品は、企業が製造又は取り扱う食品で、品質上問題はないが様々な理由により販売が困難となった常温管理可能食品・冷凍食品、また、企業・行政等から寄贈いただいた防災備蓄品、併せて個人の方々からも寄贈いただいた賞味期限残2か月以上の常温管理可能食品、およびお米(精米・玄米)です。

これら寄贈いただいた食品を、以下の条件・要件を満たす「食の支援を必要としている方々」を支援する団体・行政等に無償提供させていただきます。

食品を寄贈いただく企業等からは、トレーサビリティの確保に努めてほしい(我社の提供した食品がどの団体に分配され、どのような方の支援に使われたのか)との要望をいただいています。また、万が一食品事故等が発生した場合に備え、各団体におかれましては、支援する方々との連絡方法の確保に努めて頂ければ幸いです。

◆フードバンクかながわで取り扱う食品の量と種類には限度があります。皆様からのご希望量がフードバンク倉庫の在庫を上回る場合は、「生活困窮者を支援している団体」を優先させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2) フードバンクかながわを利用するための団体要件

- ① 食品は、食の支援を必要としている方々を支える非営利団体又は行政機関であり、併せて、少なくとも月1回以上、支援活動等を実施していること。
- ② 提供食品が受取団体・施設等の収益事業に使用される場合は提供しません。
- ③ 当法人の倉庫または、指定する中継拠点(食品等受取所場所)までの受取運搬体制がある、または、宅配便等の送料負担(着払い)が可能な団体で、かつ提供食品を安全に保管する場所があること。
◆冷凍食品の提供を希望される団体は、冷凍ストッカー等の-18℃以下を確保できる冷凍設備を有していること。
- ④ 別紙の「利用団体登録申込書」を送付いただき事前確認の上、「合意書」締結後、食品分配を開始します。
- ⑤ 別紙の「提供食品利用報告書」を提出できること(個人情報記載の必要はありません)。
- ⑥ 地域フードバンク等で個人のほか団体等へも支援している場合は、在庫・入出庫管理ができ、記録していること。
- ⑦ 原則として、直接、個人には分配しません。

3) 子ども食堂・地域食堂等の要件

子ども食堂等、調理した食品を提供する団体等については、上記(2)の利用団体要件と併せて、以下の要件を満たす団体に限り、食品を分配します。

- ① フードバンクより提供する食品を安全に保管できる場所があり、管理担当者を決めていること。
- ② 衛生管理上、必要な調理設備が整っている食事提供場所(活動実施場所)があり、衛生管理担当者を決めていること。
- ③ 3名以上のメンバーが活動していること。
- ④ 万が一、食品事故等が発生した場合に利用者等に連絡する方法があること。
- ⑤ 法人格の有無は問いませんが、組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があり、会計報告等を公開できること。
- ⑥ 非営利活動であることと併せ、収益事業でないこと。
- ⑦ 利用者のうち子どもは100 円以下、高齢者・障がい者などは300円以下の利用料で運営していること。
- ⑧ フードバンクかながわに対し、定期的に利用報告書を提出できること。